

## 春日部市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

春日部市立病院使用料及び手数料条例（平成17年条例第205号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後					改正前				
(使用料)					(使用料)				
第2条					第2条				
(3) 分娩料 1件につき					(3) 分娩料 1件につき				
種別	時間内	時間外	深夜	休日	種別	時間内	時間外	深夜	休日
市民	<u>80,000</u>	<u>90,000</u>		<u>100,000円</u>	市民	<u>50,000</u>	<u>60,000</u>		<u>70,000円</u>
	円	円				円	円		
市民外	<u>85,000</u>	<u>95,000</u>		<u>105,000円</u>	市民外	<u>55,000</u>	<u>65,000</u>		<u>75,000円</u>
	円	円				円	円		

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 改正後の春日部市立病院使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の分娩に係る使用料から適用し、同日前の分娩に係る使用料については、なお従前の例による。